

京都大学大学院工学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第十四号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院工学研究科(以下「工学研究科」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 工学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、工学研究科の専任の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とする。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 研究科長は、再任されることができない。ただし、補欠の研究科長については、一回に限り再任されることができる。

5 研究科長は、工学研究科の校務をつかさどる。

6 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

7 研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を行う。

(教授会)

第三条 工学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(専攻及び講座)

第四条 工学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

社会基盤工学専攻

応用力学講座、地殻工学講座、構造工学講座、構造材料学講座、地盤・水工学講座

都市社会工学専攻

都市基盤システム工学講座、都市社会計画学講座、交通マネジメント工学講座、ライフライン工学講座、社会基盤マネジメント工学講座

都市環境工学専攻

地殻環境工学講座、環境デザイン工学講座、都市空間工学講座、居住空間学講座、環境情報学講座、ウォータ

建築学専攻

ト環境工学講座、総合環境学講座、環境材料学講座、環境構成学講座

建築学専攻

建築情報システム学講座、人間生活環境学講座、建築史学講座、建築構法学講座、建築環境計画学講座、建築

機械工学専攻

設計学講座、建築構造学講座、建築生産工学講座

精密工学専攻

機械システム工学講座、機械設計制御工学講座、機械材料力学講座、熱流体工学講座

原子核工学専攻

メソスコピック物性工学講座、材料強度物性学講座、物性工学講座

精密工学専攻

デザインシステム論講座、システム工学講座、知能機械システム講座

原子核工学専攻

量子ビーム科学講座、量子物質工学講座、核エネルギー工学講座

- 材料工学専攻
航空宇宙工学専攻
電気工学専攻
電子工学専攻
材料化学専攻
物質エネルギー化学専攻
分子工学専攻
高分子化学専攻
合成・生物化学専攻
化学工学専攻
- 材料設計工学講座、材料プロセス工学講座、材料物性学講座、材料機能学講座
航空宇宙力学講座、航空宇宙基礎工学講座、航空宇宙解析工学講座
複合システム論講座、電磁工学講座、電気エネルギー工学講座、電気システム論講座
集積機能工学講座、電子物理工学講座、電子物性工学講座、量子機能工学講座
機能材料設計学講座、無機材料化学講座、有機材料化学講座、高分子材料化学講座
エネルギー変換化学講座、基礎エネルギー化学講座、基礎物質化学講座、触媒科学講座
分子設計学講座、分子物性工学講座、分子エネルギー工学講座、物性物理化学講座
先端機能高分子講座、高分子合成講座、高分子物性講座
有機設計学講座、合成化学講座、生物化学講座
環境プロセス工学講座、化学工学基礎講座、化学システム工学講座
- 2 前項に掲げるもののほか、工学研究科に協力講座を置くことができる。
- 3 協力講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。
- (専攻長)
- 第五条 前条の専攻に専攻長を置き、当該専攻の専任の教授をもって充てる。
- 2 専攻長の任期は、一年とし、再任されることができる。ただし、補欠の専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。
- (附属教育研究施設)
- 第六条 工学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。
- イオン工学実験施設
環境質制御研究センター
量子理工学研究実験センター
桂インテックセンター
情報センター
環境安全衛生センター
- 2 附属の教育研究施設に長を置き、工学研究科の専任の教授をもって充てる。
- 3 附属の教育研究施設の長の任期は、二年とし、再任されることができる。ただし、補欠の附属の教育研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。
- (事務組織)

第七条 工学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

（内部組織）

第八条 この規程に定めるもののほか、工学研究科の内部組織については、研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する環境質制御研究センター長及び量子理工学研究実験センター長の任期は、第六条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。